

## 說

## 林

### 支那古曆法餘論

飯島忠夫

- 一、研究資料の取扱につきて
- 二、夏小正を論ず
- 三、十二支の起源につきて
- 四、北斗の建子につきて
- 五、二十八宿の起源につきて
- 六、春秋の曆法につきて
- 七、甲寅元始につきて

#### 一 研究資料の取扱につきて

支那上古の天文曆法の學が、如何なる状態にまで發達したりしかを研究せんとするに當りて、之が資料となすべきものは、先づ此等の事實につきて成るべく組織的系統的に叙述したる書籍ならざるべから

ず。即ち此等の學問に關しての専門の書にして古代の編述に係る者あらば、先づ之を取りて研究の基礎を建設するを要す。専門以外の多くの書籍の中に散見する天文曆法の資料は、何れも斷片的の記載にして組織立たず、其中には或は通俗的の叙述を主とし、或は文學的修飾に供せられ、或は豫言的説明の材料となるものありて、其れ其れ専門の記述以外の目的に使用せらるゝものなれば、其の記事も其の意義も、往々曖昧にして且つ不正確なるものあるを免れず。されば、此等の資料は一應前の専門的資料に對照して研究し、然る後始めて其價值を判定すべきものなり。第一種の資料とすべきものは、幸にも比較的豊富に保存せられ、淮南子の天文訓、史記の天官書、曆書、漢書の天文志、律曆志、五行志等は皆此種類

に屬すべきものにして、之に附するに、後漢書以下の天文志律曆志等の中に引用せられたる古曆法に關する材料と、周髀算經の如き數學書の中にある材料とを以てすべく、第二種の資料としては、易經、詩經、書經、禮記、春秋、左傳、國語、爾雅等のすべての儒教の經典を初として、韓非子、荀子、管子、墨子、楚辭、呂氏春秋等所謂諸子百家の文章の中にあるものを取るべく、また之に並べて銅器の銘、龜甲獸骨の刻文等を取るべし。換言すれば、第一種の資料以外の有らゆる書籍の中にあるもの及び器物等の刻文の中にあるものは、すべて第二種の資料とすべきものなり。第一種の資料の中に傳はらざる種類の智識が、第二種の資料の中に残り居らんことは、殆ど有るべからざることなるを以て、若し第二種の資料にして第一種の資料と矛盾するが如きものありたる場合には、最も慎重なる研究を加へて、其等の資料の價值を判定せざるべからず。然らずして、無

批判に第二種の資料を採用し、之を以て第一種の資料によりて得たる結果を訂正し又は増補せんことは、大なる危険ありといふべし。充分なる批判を加へたる後に於て、第二種の資料中になほ如何にして第一種の資料と一致せざるものあらば、始めて之を以て第一種の資料の缺乏を補足することゝなさざるべからず。但し第二種の資料にして明瞭に第一種の資料と其時代を異にし、本源を異にするものあらば、たとひ其間に何等かの一致ありとも直に之を混同すべからざるは、論を待たずと雖も、秦代以前の典籍は殆ど其成立の明瞭なるものなければ、此等は皆一應の批判を経ざるべからず。これ予が支那上古の天文曆法の學を研究するに當りて取る所の方針にして、彼の堯典の星座と春秋の日蝕とに批判を加へ、又左傳の哀公十七年及び呂氏春秋の秦始皇八年に關する木星の記事を取らざりしも皆之に依りたるものとす。次に論ぜんとする夏小正も亦之を第二種の資

料として取扱ふものに外ならず。新城博士と予と、同一の資料によりて反對の結論を得るに至りたるは、畢竟二種の區別を認めて其取扱を異にせると然らざるとによれり。資料の價値の判定にして其意見一致するに至らば、結論も亦終に一致するの時あるべきなり。

## 二 夏小正を論ず

夏小正は前漢末に編纂せられたる大戴禮記中の一篇にして、夏正即ち立春前後に朔ある月を正月とする曆法の、各の月に於ける著しき天象又は動植物の現象を擇びて、通俗的に記述したるものなり。此正月は現時の二月頃に當れり。其の小正と題せるは卑近を旨としたるが爲なるべし。其の著作年代は、二月の條に、

○丁亥。萬用入學。丁亥者吉日也。萬也者千戚舞也。入學者大學也。謂今時大舍菜也。

とあるによりて、既に十千十二支の使用せられたる後のものなるを知るべし。萬用入學とは此日に大學に釋奠して舞樂を奏することをいへり。十千十二支の起源は顓頊曆製作の時にありて、其の時代は西紀前三百年頃に當れることは、予が嘗て「支那の上代に於ける希臘文化の影響」の中に論究したりし所のごとし。(本誌第十一卷 第一號參照)

若し其他の證據によりて更に其著作時代を考究せんとする時は、天文に關する記載によるを最も適當なるものとす。今これを鈔出すれば左の如し。

正月朔則見。初昏參中。斗柄懸在下。

三月參則伏。

四月昴則見。初昏南門正。

五月參則見。初昏大火中。

六月初昏斗柄在上。

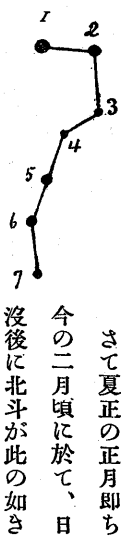
七月漢案。戶。初昏織女正東鄉。斗柄懸在下則旦。

八月辰則伏。參中則旦。

九月初昏南門見。織女正北鄰則旦。

十月初昏南門見。織女正北鄰則旦。

以上の中につきて特に注意すべきは其正月の條に於ける斗柄懸在下の記載なり。之に對する從來の諸注家の說にして、洪震烜の夏小正疏義、汪昭の大戴禮注補、畢沅の夏小正攷注等に見えたるものは皆空疎にして取るに足らず。近年に至りて、新城博士は、其の「支那上代の曆法」(藝文第四年、第五)の中に、之を解して、北斗の第六星開陽と第七星搖光と(5, 7 Ursae Majoris)が垂直となる状態を描すものとかられたり。これ確説となすべし。



状態となる時代は、また同博士が上記の論文の中に記載せられたる計算によりて知るを得。次に掲ぐる所の二個の表これなり。

支那古曆法餘論

第一表 斗柄兩星の位置

年	代	♄ Urs. Maj.		♃ Urs. Maj.	
		赤經	距北極	赤經	距北極
A.D. 1900	現在	13 <sup>h</sup> 20 <sup>m</sup>	30°33'	13 <sup>h</sup> 14 <sup>m</sup>	40°11'
B.C. 200	漢初	11 37	22 57	12 14	28 54
B.C. 500	春秋	11 28	21 22	11 59	27 13
B.C. 1100	周初	10 49	18 4	11 27	23 50
B.C. 2300	堯舜	8 54	12 21	10 5	17 25

第二表 兩星の垂直となる時、高さ及び方位

年	代	垂直となる天文時	初昏に垂直となる時節	♄星の高さ	方位
A.D. 1900		4 <sup>h</sup> 21 <sup>m</sup>	II 21	1°39'	24°6'E
B.C. 200		2 41	II 1	10 40	17 7E
B.C. 500		2 1	I 24	10 47	13 40E
B.C. 1100		1 33	I 19	14 2	12 34E
B.C. 2300		0 42	I 8	20 57	11 42E

此表に於て天文時といへるは、其兩星の垂直となる時刻に於ける子午線面と春分點との間の距離即ち極に於ける角度を時間に移して計れるものにして、初昏は日没後薄明を経て昏黒となる時刻を指せり。初昏の時刻をば、新城博士は後漢書律歷志の記載に參照して決定せられたるよしなれば、同書に見えたる

大寒 晝漏刻四十六、八分 夜漏刻 五十三、二

分

立春 晝漏刻四十八、六分 夜漏刻 五十一、四

分

によりて、午後五時四十分乃至五時五十分のあたりを取られたるものなるべし。抑も夏正の正月の朔は大寒即ち今の一月二十日頃より後、雨水即ち今の二月十九日頃までの間に存在するものなれば、其平均季節としては其中央の點即ち二月四日頃なる立春の日を取るべし。是に於て第二表によりて、立春の附

近に當りて、北斗の第六星と第七星とが初昏に垂直となる時代を検すれば、BC 2300 頃を最も好く符合するものとす。されば、夏小正の天文事項の記載せられたるは大約此年を中心として其の前後或る年數の間に亘る時代にあるものと考ふるを得べし。

此假定に本づきて更に他の天文事項を検すれば、

先づ

正月朔則見。初昏參中。

に於て、鞠といふ星は他の書に見えず、或は之を虛に充て或は之を柳に充つる説あれど、確説といふべからざれば、之を省き、參即ち Orion の初昏に南中するはまた此時代の現象として矛盾することなし。次に、

三月參則伏。

は、此月の中に、Orion が日没後に漸く見えざる様になる事實に合し、

四月昴則見。初昏南門正。

もまた昴即ち *Platades* が日出前に漸く現れ來ること、南門即ち *α*、*Canisuri* が初昏に南中するの事實に合し、

五月參則見。初昏大火中。

は、*Orion* が此月の夜明け方即ち午前四時頃に漸く東方の空に見え來ること、日没後即ち午後八時頃に大火即ち *Scorpio* が南中することの事實に合し、(*Scorpio* 星座を代表するものは *Antares*)

六月初昏斗柄正在上。

は聊か不精確なる様なれど、大體に於て此月の午後七時頃に斗柄の兩星は天頂に近き所にて垂直となり、

七月漢案<sup>戸</sup>。初昏織女正東郷<sup>カ</sup>。斗柄懸在下則

且。

につきては、漢は天漢即ち銀河にして、案戸は直戸なりとの古説もありて、日没後に南向に開きたる戸口の眞向に當りて銀河の見ゆることを指すものとす

れば、これも亦事實に合し、斗柄懸りて下に在る時は夜の明るる頃となるといふも亦事實に合す。但し、初昏に織女即ち *Lyra* の正しく東方に向ふといへるは精確ならず。

八月辰則伏。參中則且。

につきては、辰は即ち前掲の大火を指すものにして、此の月に *Scorpio* が漸く見えざる様になることも、*Orion* の南中する頃に夜明けとなることも皆一致す。

九月内<sup>レ</sup>火。辰繫<sup>ニ</sup>于日<sup>一</sup>。

に於て、火を内るといふは *Scorpio* の全く見えざることを、辰の日に繫るといふは *Scorpio* 座に太陽の宿ることを指すものにして、此等もまた事實に合し、

十月初昏南門見。織女正北郷則且。

は何等かの誤謬あるが如く、此月に *α*、*Canisuri* の見え始むるは初昏にあらざして夜明け方のことなり。*Lyra* の正しく北に向ふこともまた夜明けのことにあらず。

以上の如くなれば、夏小正の天文事項を B.C. 2200 年頃の事實として考ふるに當り、七月と十月との織女星の二個の場合と、南門星の一個の場合とが全體と調和せざるを以て之を除けば、其他は何れもよく符合するものといふべし。但し斗柄兩星の垂直となることより以外の事實は B.C. 2000 以前遙に數世紀を溯るも、なほ大體に於て之を眞なりとするを得べけれど、唯だ斗柄兩星の垂直となるといへる條件は比較的其符合の範圍を狭小ならしむるものなり。

「初昏」の意義は、夏小正の場合に於ては、日没後の薄明と闇を経て暗黒となる境界を云ふものにして、日の長短によりて其時間に異同あることは、正月即ち今の二月に參の南中する時の初昏は午後五時四十分にして、五月即ち今の六月に大火の南中する時の初昏は午後八時頃なるによりて明なり。「初昏」は之を嚴密の意味にて解釋すれば、黄昏の時刻即ち午後七時より午後九時に亘る間の初點にして午後七

時に當るべきものなれど、夏小正は本來通俗的の記載にして、たゞ農事に携はる者が大體の目標を定むるに便利なる様に記述したるものなれば、單に之を通俗的の意義に取りて、日没後の暗黒に至る時となしたるものなるべし。されば、此事は予が嘗て堯典の四中星と北斗の建することとを解釋するに當りて取りたる初昏の時刻が午後七時なりしことと矛盾するものにあらず。(本誌第十一卷、第一三號參照)

夏小正の天文の現象が大抵西紀前二百年附近の事實に合せることは、即ち其著作時代を決定する一標準たるべきものなり。而して此事實は即ち、其中に干支の記事を有することと、時代に於て相符合せり。故に此書は之を西紀前三世紀に於ける顛頂曆製作以後のものとして考定するを得べし。

新城博士は先に掲げたるが如き計算を試みられたるに拘らず、此篇を以て周代の初即ち B.C. 1100 頃の著作と論定せられ、此年に於ける太陽曆一月十九

日に當れる日に、北斗の柄の兩星が垂直となるべき計算の結果を解釋して、なほ之を孟春正月即ち太陽曆の二月に於ける天文の現象をも示し得るものとせられたり。こは夏小正の著作時代を先づ周初と決定したる上の説明としては、或は不可なること無かるべけれども、其中にある天文事項より推して其著作年代を決定せんとするには、此の如き説明を行ふべき必要無し。抑も夏小正の著作年代を夏の禹王又は其次代の啓の時とするの傳説は姑く之を置き、其之を周初とするは、月令を周公の作とする所の傳説(逸周書序及び後漢の蔡邕の明堂月令論)を正しと認めたる基礎の上に成立すべき議論にして、月令を戰國末のものとする近世の説を正しとするか、又は之を以て淮南子より後なるべしとする予の管見(本誌前々號參照)にして幸に誤なきものとせば、夏小正の著作の周初に成れりとすべき根據は全然消滅することゝなるべしなり。

### 三 十二支の起源につきて

新城博士は又十二支即ち十二辰の起源につきて新しき解釋を試みられたるが、(前掲「支那上代の曆法」)其主要なる根據は、夏小正に見えたる

五月初昏大火中。

なる記事にして、之に參照するに、書經の堯典にある

日永星火。以正仲夏。

と、爾雅に見えたる

大火謂之。大辰。

と、左傳昭公元年の條にある

遷關伯於商丘。主辰。商人是因。故辰爲商星。

等とを以てし、商代即ち殷代には、大火辰即ち *Doorn* を以て仲夏五月即ち今の六月の季節を定むる目標としたりしものと斷じ、よりにて殷代には五月を辰月と稱し、之よりして正月を子、二月を丑、三



月を寅等とし、十一月の戌、十二月の亥に及ぼし、更に之を日に配するに至りたるものとせられたり。

抑も十二支の辰は上古以來常に之を季春三月に當てたるものにして、何等之と矛盾する記載無く、其語の意義は、振、震、娠等と相通したるものにして、萬物の春に於て振、動するの意を寓し、決して Scorpio を目標とするの意義をば含有することなし。又之を文字の構成の上より考ふるに、説文には、

𠄎 震也。三月陽氣動。雷電振。民農時也。物

皆生。从ニ乙匕。匕象亡達。尸聲。辰。房星。

天時也。从ニ、二古文上字。

とあり。茲に房星とあるは Scorpia の頭の方に當る

星にして、爾雅に

大辰房心尾也。

とあるに關係あるものなれば、新城博士の説とも相通ずる點無きにあらざるが如きも、一方に於ては之を明瞭に三月と記したれば、決して惑ふべきにあら

ず。尙ほ又説文通訓定聲には全然新しき説明を下したるものあり。即ち

𠄎 有身也。从尸从𠄎。尸象人之形。與后

𠄎同意。伏而龜蔽。有所恥也。…… 蹶動脈

富从辰。亦意兼聲。史記律書。辰者言萬物

之動也。

(𠄎は説文に「不見也。象龜蔽之形」とあり。

にして、之によれば辰なる文字は全く妊娠の娠の原形なりと解せらる。妊娠もまた振動に外ならざれば、後者の説の方妥當なるに似たり。たゞし、十二支中の辰も、十二辰の辰も、共に振動の意義によりて命名せられたる者なるべく、前者は春の發生力の高潮せる時を指し、後者は十二季節其れ其れの活動の高潮せる時を指したるものなるべし。而して季節を示すは天象によるを以て、辰は自ら季節の目標となるべき星座の意義を含み、之によりて其最も著しきも

のに特に大辰の名を興ふるに至れるものなりと思はる。されば、之を字形より見るも字義より見るも、辰の本義を以て必然的に *Scorpio* と一致すべきものとは言ふべからず。辰を以て三月とする古來の説を棄て、新に之を五月に當てんとするは殆ど不可能なりといふべし。然るに博士は更に其新説の傍證に供せんが爲に、十一月を戌月とすることも、戌に參即ち *Orion* の義を含めるによるものと解釋せられたり。其理由は參星に伐星といへる別名あり、伐は式ウツ又は戌ウツと其文字の音韻及び意匠に於て連絡あるものなれば、參の十一月に見ゆる星なるに因みて、此月を戌と名けたるものとするにあり。されど、戌月は從來九月に當てられたれども、十一月には當てられず、又夏小正には參を以て正月の季節を示す所の星としたれば、若し參星によりて、戌月と名けんには、寧ろ之を正月に當つるを可なりとすべし。之を以て十一月に當てたる理由は夏小正よりして導き出さるべ

きにあらず。而して又他の何れの書にも、十一月の目標に參を用ひたることの記載無く、堯典には却て十一月の目標に昴を用ふることも見えなれば、

(日短星昴。以正仲冬。)

こは五月を以て辰月とするの傍證に供し難かるべし。此故に新城博士の十二支起源論はなほ大に疑はざるを得ざるなり。

十干は十二支と同時に成立したるものなるべければ、其起源は十二支の起源の決定したる後に於て直に決定せらるべきものならざるべからず。

#### 四 北斗の建子につきて

新城博士は上述の如く五月を辰月とするよりして、正月を子月とするの説を導き出し、また之を上に記せる「斗柄懸在下」と結合し、所謂北斗の柄が子に建すといふことを以て、其第六星と第七星とが垂直の位置にあることと同意義なるものとせられた

り。されど茲に子に建すといふは、十二支を方位に配當して其正北に當る方位を指すことなるは、古來何等の異説も無かりしものにして、そは逸周書の周月解に、

惟一月既南至。(中略)斗柄建子。始昏北指。

(茲に一月といへるは夏小正の十一月に相當す。)

とあり、鶡冠子に、

斗柄東指。天下皆春。……斗柄北指。天下皆冬。

等の記事あるによりて知るべく、且つ北斗の第六星第七星が垂直となる時は、先の第二表に見ゆるが如く、第七星の位置が正北より東方に偏すること、

BC1100 に  $12^{\circ}34'E$

BC200 に  $1^{\circ}07'E$

なるを以て、垂直となることと正北を指すこととは、全然異りたる事柄なれば、此兩者を同一視するは妥當の見といふべからず。此故に此定義より導きて、

殷代には孟春正月を以て北斗建子の月と同様に取扱ひたりと断定するを得ざるべし。元來仲冬十一月を建子月として此月を正月とするものを周正と名け、季冬十二月を建丑月として此月を正月とするものを殷正と名け、孟春正月を建寅月として此月を正月とするものを夏正と名くるは、また古來傳承の説にして、何等之に異りたる説の世に存することなし。然るに、今、夏小正の「斗柄懸在下」の一記載のみによりて、新に殷代には孟春正月を建子月としたりと決定せんことは、頗る速断に失するの嫌無からずや。橋本増吉氏もまた嘗て「書經の研究」(本誌第三卷第三號)に於て、此點につきて駁論を試みられたることあり。予が見る所と大體に於て一致せり。抑も建子の意義は、北斗の第七星が子午線の上に来る時即ち正北の方向に合する時の状態と解釋すべきものにして、此の如く見る時は、先に論定せる夏小正の著作時代即ち西紀前三世紀頃に於て、恰も十一月冬至の日の初昏に

現はるべき天象に合すべし。但し北斗の第七星とす  
るは大體の事にして之を嚴密に言ふ時は之よりも稍  
離れて其先方に位する招搖 (Zosma) なるべき事  
は、淮南子の時則訓によりて知るべし。(本誌第十一卷  
第一號拙論參  
照)

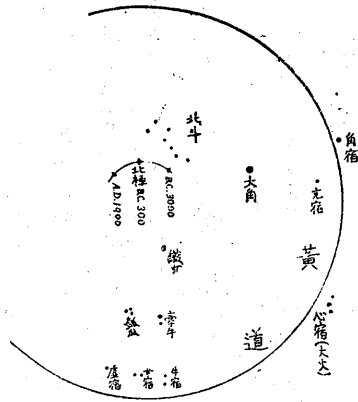
## 五 二十八宿の起源につき

二十八宿の起源につきてもまた新城博士が夏小正  
によりて立てられたる説あり。(史林第三卷第三號、「二」博  
士は支那に於て星座を目標として季節を定むるの始  
は、北斗七星の觀測なりと推定し、北斗の位置が、  
歲差の理によりて、北極の移動するにつれて、漸く  
北極と離れ、其柄の先端が下に向ふ際に第六第七の  
兩星が益々地平に接近して觀測の不便を生じたる時  
代、即ち周初 (B.C. 1100頃) に至りて、季節の目標  
は轉じて黃道附近の星座に移り、遂に二十八宿の設  
定を見るに至れるものと解釋し、夏小正の中に參、

支那古曆法餘論

昴、火、(心)及び織女の名あるを以て、之を周初に  
於て二十八宿の大體成立したる證據とせられたり。  
博士は又、此時代に於ける二十八宿の中に入りたる  
星座は、後世に傳ふるものとは異にして、大角 (Egy-  
urus、牽牛 (aquila) 織女 (Lyra) 瓠瓜 (Delphin) 等  
を含めるものとし、二十八宿の起點を角宿に置くは、  
大角が北斗の柄の先端の向ふ所に在るを以て、季節  
の目標を北斗より二十八宿に移したる時代に、自ら  
先づ之を取りて起點としたるものなるべしと解し、  
其證として印度に存せる二十八宿中に此等の星座を  
含めることを擧げられ、且つ印度のものは春秋の中  
頃に於て支那より傳來せるものなるべしと推定せら  
れたり。其の印度のものを以て支那のものより後な  
るべしとする理由は、牛女二宿の點檢より來れり。  
博士は牛宿 (Capricorn) を以て、牽牛 (Aquila)  
よりして、黃道方面に移轉せられたるものとし、女  
宿 (Aquarii) を以て織女 (Lyra) よりして同じ方

面に移轉せられたるものとし、よりて二十八宿制定



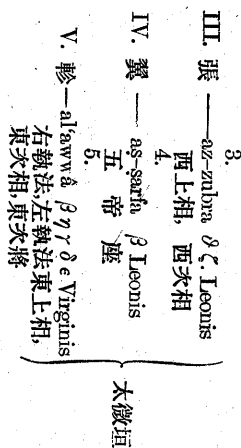
の當時には後世の天象と反對に牽牛星が織女星より  
 も前の方に在りたるものと推定し、印度の二十八宿  
 は *Lyra* を前にし *Aquila* を後にするを以て、之を、  
 支那の成立よりも後なるべく、従つて支那より印度  
 に傳來したる後に改定せられたるものなるべしとせ  
 られたるなり。されど、此の理由のみによりて印度  
 のものを支那のものよりも後に出來たるものとする  
 は如何のものにや、此の點につきては、印度にも古

き二十八宿ありて織女をば牽牛より後に列したりし  
 を、或る時代に至りて自發的に今の如く改訂したり  
 とも考ふるを得べければ、之のみによりて、直に支  
 那より印度に傳へたるものとは決定し難きが如し。  
 或は之と反對に印度の古き二十八宿が支那に傳はり  
 たるものと考へられざるにもあらず。且つ此の如く  
 論究せんが爲には、先づ二十八宿の如き智識を以て  
 必ず古代の世界の或る一地點に於て發明せらるべき  
 ものにして、別々の地に於て無關係に發明せられた  
 るものが偶然に一致せりとは決して考ふべきものに  
 あらずとの假定を爲すを要す。博士は支那の顛瑣曆  
 と希臘のカリボス曆の如き、其算法全く同一にして  
 其發明の年代も亦同一なりと自ら認めらるるものと  
 さへも是非とも偶然の一致とせざるべからずと主張  
 せらるゝ旁に、二十八宿をば必ず偶然の一致と見る  
 べきものにあらずと斷定せらるゝは其論法に於て疑  
 なきを得ず。

又アラビヤの天文學はアラビヤ帝國の勃興以後に於て印度より傳はりたるものなるが、其の二十八宿は殆ど全く支那と一致して共に黃道の附近に在り、ただ南方七宿中の五宿がアラビヤにては黃道、支那にては赤道の附近に在るの差あるのみ。特に牛女二宿につきては、全く支那と同一のものを取れり。然らば印度にも亦嘗て此の如きものを有したる時代ありしと考ふるを得べし。今の印度の二十八宿は、果して古代より存せしか、アラビヤに傳はりたるものと何れが古きかは大なる疑問なり。是に於て仔細に兩者を比較すれば、アラビヤの方、寧ろ二十八宿制定の本來の精神に叶へるに似たり。抑も二十八宿はもと月の夜毎に移りて宿る星座なれば、其の黃道附近の星の中にて選定せらるゝを當然とす。然るに大角、織女、牽牛、瓠瓜の如きは、何れも之を隔つること遠くして、其本來の意義によりて實測の用に供せらるゝには頗る不便なる星座なり。とれば、アラ

ビヤに傳はる所の黃道附近の星座を寧ろ原始的のものと考ふるを得べし。蓋し印度のものは、後世二十八宿が月の位置の實測に使用せられずして單に机上に弄ぶを得べき占星術の用にのみ供せらるゝに至りし後、其の中の光力の餘りに大ならざる星座が、いづしか其附近の著大なるものゝ方に位置を譲りしものなるべし。果して然らば印度の古き二十八宿は寧ろ支那の新しき二十八宿に類似するものとならん。且つ支那の二十八宿に於て南方に配當せらるゝものの中、柳、星、張、翼、軫の五宿が黃道よりも寧ろ赤道の方に在るは、もと之に相當する黃道附近の星座が、或は五行説に影響せられて、赤道の方に移轉せられたりしものと見るを得べきが如し。抑も此等の五宿に對する黃道附近のアラビヤの宿を檢するに、

- I. 柳 — at-tarf & Cancri,  $\lambda$  Leonis
  - 酒 麩, 軒 轅
  - II. 星 — al-gabha,  $\alpha$   $\gamma$  Leonis
  - 軒 轅
- 中夾黃龍



にして、初の四宿は殆ど Leo と一致し、終の一宿は Virgo の中にあり、支那にては之を軒轅及び大微垣と爲す。軒轅は即ち黃龍にして、淮南子天文訓にては、東方蒼龍、西方白虎、南方朱鳥、北方玄武に相並べて中央黃龍と稱するものなり。是れ二十八宿

が元來黃道の附近に定められたりしを、五行説の影響によりて、Leo は中央黃龍とせられ、其れに隣りて太微垣を置き五帝座を設けたりしが爲に、南方朱鳥中の五宿は赤道の方に移されて、Hydra Crater 並に Corvus が此等に代りて新に編入せられたるものと考ふる所以なりとす。Leo を黃龍とし、軒轅とし、又中央に配する帝を黃帝とすることが、黃帝軒轅氏の傳説と關係あるは明にして、其の五行説成立以後の命名に出づることは論を須たざといふべし。果して然らば、アラビヤに傳はるものは最も多く原始的の形式を保存せるものにして、支那のものは寧ろ第二次の發展を示すものといはざるべからず。

又若し支那の太古に於て、大角、牽牛、織女、瓠瓜等が印度と同じく二十八宿中に其位置を占め、此等が印度方面に傳はりし後に於て、支那に於ては更に大角は角に移り、牽牛は牛に移り、織女は女に移り、瓠瓜は虛に移りたるものとせば、印度の二十八

宿中には角宿即ち Spica は含まれざるべき筈なるに、其實 角宿と大角とは並立して、大角は角宿の次の宿となり、支那の亢宿 (α Virginis) に相當するものとなれり。而して亢宿はまたアラビヤの二十八宿中に含まるる星座なり。之によりて考ふるも、印度のものは支那の太古のものを傳へたりとするに聊

か障礙あり。されば、支那と印度との二十八宿の相互の關係は現行の星座の比較と牛女二宿の位置とのみによりて遽に斷定すること難かるべし。次に牽牛が織女より前の方に在りし時代を検するに、Ginsal の曆法學の中に見えたる計算によれば、其の赤經は、次に掲ぐる表の如くにして、

	—3200	—2800	—2400	—2000	—800	—400
牽牛 Aquilae	231° 43' 31"	239° 23' 8"	244° 9' 10"	248° 53' 31"	263° 26' 4"	268° 19' 4"
織女 Lyrae	236° 36' 17"	233° 43' 30"	242° 52' 19"	246° 4' 6"	255° 48' 33"	259° 6' 23"

此兩星の位置が前後に相轉換するは大約西紀前二千七百二十四年頃のことなれば、其更に多少の間隔を認めて之を兩個の宿と定むるを得べき年代は少くとも西紀前三千年以上のことならざるべからず。茲に黃經を取らずして赤經を取りしは、支那の上代に於ては黃道上の射影によりて星の位置を測りたることなく、常に之を赤道上に於て測りたりし證左ある

を以てなり。此事は支那のみに限らず、赤道上の測定は、何れの地方に於ても、天文學の發達の最初に於て行はるべきものなることはギンツェルの既に論ぜしところなり。されば、新城博士の説に従ひて、支那に於ける二十八宿の制定を以て、牽牛が織女よりも前に在りし時代とすれば、そは西紀前三千年よりも古からざるべからず。これ其の周初即ち西紀前一



千百年頃を以て二十八宿制定の時代と斷定せられたる考察と矛盾す。此故に博士の二十八宿起源論は、其干支及び斗建觀測の起源論と共に未だ完全なりとは言ふべからざるに似たり。

## 六 春秋の曆法につきて

顯頊曆は支那最古の曆にして、B. C. 427より352に亘れる七十六年を含みたる或る年限の間の實測に本づきて、B. C. 351以後に制定せられしものなることは、嘗て論述したる所なり。然るに新城博士は春秋の記載に基づきて研究せられたる結果として、新に一種の曆法を發見し、之を春秋後期曆と命名せられたり。(藝文大正九年十二月號)此曆は B. C. 395即ち宣公十四年の正月甲子朔を曆元とするものにして、其算法は十九年に七個の閏月を置き、其四倍なる七十六年を一週期となすこと、顯頊曆及びカリボス曆と同一なるものなり。其の部首即ち七十六年の

週期の初年、及び章首即ち十九年の週期の初年となるべき朔旦冬至に當る日の干支をば次に示すが如きものと考定せられたり。

### 第一章 第二章 第三章 第四章

第一節 甲子(癸卯、癸未、癸亥)

B. C. 595 (576, 557, 538)

第二節 癸卯(壬午、壬戌、壬寅)

B. C. 519 (500, 481, 462)

第三節 壬午(辛酉、辛丑、辛巳)

B. C. 443 (424, 405, 386)

第四節 辛酉(庚子、庚辰、庚申)

B. C. 367 (348, 329, 310)

此の最初の正月甲子朔は正しき計算によりたるものともよく合すれども、眞の冬至は之と符合せずして、之よりも四日後なる戊辰の日に在り。新城博士は此の如き不一致をばすべて當時に於ける觀測法の不完全なるによるものとせられたり。されど、此曆法が

既に一年の日數を以て三百六十五日四分の一と定めて、殊ど眞數に近き値を取りたる上は、其れが多年引續きたる實測に基づけるものにして、一の冬至と次の冬至との間の距離は既に可なり嚴密に測定せられ、此の如き測定が屢々繰返されたりし後のものと見做さざるを得ず。四日の誤差をも、平氣にて正しきものと認め居る程の觀測方法にては、決して一年の日數をかく精密には算出し得ざりしなるべし。これ先づ所謂春秋後期曆なるものにつきて發せざるを得ざる疑問なりとす。

次に B.C.595 以後に於ける春秋記載の朔日蝕の干支と此春秋後期曆によりて當然算定せらるべき同日蝕ある月の朔の干支とを比較し、且つ之に附するに、春秋中にある二個の記載例と前漢中期までの置閏法の實例とに従ひ、閏月をばすべて年末に置きたるものとして算出したる、月の順序を以てすれば、

春秋記事

春秋後期曆

B.C.	年	月	干支	月	干支
575	成公十六	六	丙寅	六	乙丑(日前)
574	同十七	十二	丁巳	十二	丁巳(合)
559	襄公十四	二	乙未	二	甲午(日前)
553	同二十	十	丙辰	十	丙辰(合)
552	同二十一	九	庚戌	九	庚戌(合)
550	同二十三	二	癸酉	二	壬申(日前)
549	同二十四	七	甲子	八	甲子(日、合、月、月後)
546	同二十七	十二	乙亥	十一	乙亥(日、合、月、月後)
535	昭公七	四	甲辰	四	甲辰(合)
527	同十五	六	丁巳	五	丁巳(日、合、月、月前)
525	同十七	六	甲戌	十	癸酉(日、日前、月、四月後)
521	同二十一	七	壬午	七	辛巳(日前)
520	同二十二	十二	癸酉	閏十二	癸酉(日、合、月、月後)
518	同二十四	五	乙未	五	乙未(合)
511	同三十一	十二	辛亥	十二	辛亥(合)
505	定公五	三	辛亥	三	庚戌(日前)

498 同 十二、 十一、 丙寅、 十一、 丙寅(合)  
495 同 十五、 八、 庚辰、 九、 庚辰  
(日合月、月後)

此表の如き結果を得て、所謂春秋後期曆なるもの、實際に行はれたる證據無し。

次に又左傳の中にある昭公二十年即ちB.C. 522の冬至が己丑の日に當ることの記載が新城博士の説の如く當時の實録に基づくものとする時は、其の春秋後期曆施行以後なるべきを以て、當然之と符合せざるべからざるものなるに、此曆の算法によれば、此年の冬至は丁亥に當りて、己丑よりは二日以前に在り。又眞の冬至は辛卯に當りて、丁亥よりは四日、己丑よりは二日以後に在り、且つ己丑冬至は三統曆に合するものなれば、此左傳の記載を以て、春秋後期曆に關係なき、當時の不完全なる觀測の結果を傳へたるものとも輕斷するを得ず。これ亦所謂春秋後期曆なるものゝ存在を疑はしむるものとす。

次に顓頊曆、カリボス曆、乃至所謂春秋後期曆はみ

な平朔の法を用ひて、定朔の法に依らざるものなるを以て、曆法の朔と眞の朔とは往々相符合せざるがあるものなり。平朔とは小の月と大の月とを交互に配置し、其間に一定の距離を取りて時々大の月を二度重ねるものにして、定朔とは實際の觀測に一致せしむるが爲に大小の配置は不定にして、小の月を三度重ね大の月を二度重ねる等のも往々之あり。平朔の方法は曆法の原始時代に先づ設定せらるべきものにして、定朔の方法は月の運行につきての智識の精密となりたる時代に於て始めて制定せらるべきものなり。支那に於て定朔の法を用ひたるは唐の戊寅元曆より生まれり。然るに所謂春秋後期の時代の日蝕は、B.C. 588のものに朔の明記なき以外は、皆明に朔に在りしものとして記載せられたり、これ即ち春秋時代には未だ原始的なる平朔を用ふる曆法だも無かりしことを證明するものなれば、顓頊曆又はカリボス曆と同一の算法を用ひたる春秋後期曆なるもの

の存在を否定すべき有力なる證據と爲すを得べし。

最後にまた、春秋二百四十二年間を通じて、顛頊曆に用ふるものと同様なる閏月配置の方法なかりしのみならず、其何等一定の方法無かりしことは、古來の學者が試みたりし多くの研究の結果によりて推測し得べし。此種の研究を試みたる最初の學者は晋の杜預にして、其著「春秋釋例」の中にある「春秋長曆」は最も有名なるものなり。此書は明清の間に於

杜氏春秋長曆置閏表

\*は月又は日に誤ありとするもの

•	696	655	674	693	•	1
•	695	•	•	•	711	2
615	•	653	•	•	•	3
•	*	•	652	•	690	4
•	**	•	*	•	•	5
•	•	•	670	•	•	6
•	•	•	*	•	707	7
611	630	•	•	•	687	8
•	•	648	•	•	705	9
•	•	•	666	685	•	10
•	•	*	•	•	—	11
607	626	•	664	683	* 721	12
•	625	•	•	•	B.C.	13
•	•	643	662	•	•	14
•	*	*	•	680	699	718
•	623	•	•	•	•	15
603	•	•	660	•	•	16
•	621	640	659	•	•	716
•	•	•	•	677	696	* 17
•	*	•	•	•	*	714
•	•	•	•	•	**	18
599	618	•	•	•	**	19

閏數 六 七 七 六 八 五

て一旦世間に知られざるものとなり、或は其の既に亡佚したるにあらざるかを疑はれたる程なりしが、嘉慶七年(1802)に及びて、孫星衍莊述祖の二人、之を宮中の祕庫に藏せられたる永樂大典の中より取り出して刊行したりしかば、再び世間に公布すること、なれり。今此書によりて閏月の配置を検し、之を十九年づゝの區劃に分つときは次の如きものとなる。其區劃は古曆の章部によれり。

•	•	522	541	560	579	•
•	502	•	•	•	•	* 597
•	•	* 520	•	*	577	•
481	500	•	* 538	557	•	•
480	•	•	•	•	•	594
•	498	517	536	•	* 571	•
•	•	•	•	551	•	•
477	496	•	* 534	•	*	•
•	•	514	•	* 552	* 571	590
•	•	•	•	•	•	*
474	493	512	•	•	•	•
•	•	•	530	549	566	587
•	•	•	•	*	•	•
471	490	•	•	557	566	•
•	•	508	527	546	•	581
•	488	•	•	* *	* *	•
468	•	506	•	544	563	582
•	•	•	* 524	•	•	•
485	•	•	•	•	•	•

八 七 七 九(この間に置く) 七 六

杜預が此の如き配置を行ひたるは如何なる方針によりしかを考ふるに、彼は春秋經文の中にある干支三百九十三個と左傳の中にある干支三百八十六個と合計七百七十九個を取りて、成るべく其總てを活かす様にし、其中到底他と兩立し難しと考へたるもの、經に於て二十一個、傳に於て十二個を、日の干支又は月の順序に誤謬あるものとして之を排斥したり。抑も古曆の閏法は三十二若くは三十三月を隔て、一個の閏月を設け、其年は十九年中、三、六、九、十一、十四、十七、十九に當るものとす。又便宜の

爲に閏月の位置を年末に移すことあり。然るに、杜預は閏月を以て必ずしも年末に片寄せず、又、閏月を年の中間に挿入するにつきては一定の間隔を取らず、小きは十餘月多きは七十餘月を隔て、全く任意の挿入を行ひて、たゞ成るべく月と干支とを活かさんことにのみ苦心したりしものゝ如し。されば、杜預の春秋長曆には其實何等の閏法無く、從てまた何等の曆法無きなり。

杜預の長曆は久しく世間より隠れたりしが、其の重要な點は悉く同人の著にして世に流布せる春秋

經傳集解の中に収録せられたれば、之に本づきて春秋長曆を復活せしめんとしたる學者も現はれたりし中に、清朝の初なる康熙年間に顧棟高といひし人の著したる春秋大事表の一篇なる春秋朔閏表は殆ど全く前に掲げたる表と同一なる結果を示し、たゞ僅か

陳氏春秋長曆置閏表

560	579	.	.	636	.	674	693	.	1
.	.	597	.	635	.	.	.	711	2
.	577	.	615	.	653	.	.	.	3
557	.	.	.	.	.	671	690	.	4
.	.	594	.	.	.	.	.	708	5
.	574	.	.	.	650	.	.	.	6
554	.	.	611	630	.	668	.	.	7
.	.	.	.	.	648	.	.	705	8
552	571	590	.	.	.	.	685	.	9
.	.	.	.	.	646	665	.	.	10
.	.	.	607	626	.	.	683	702	11
549	568	587	.	625	.	663	.	.	12
.	.	.	.	.	643	.	.	700	13
547	566	.	604	623	.	.	680	.	14
.	.	584	.	.	.	660	.	.	15
.	.	.	.	621	640	659	.	697	16
544	563	582	.	.	.	.	677	.	17
.	.	.	.	.	.	.	.	714	18
.	.	.	599	618	.	656	.	.	19

閏數 六 六 九(閏を置く) 六 八 五 六 七 七

に 683 を 682 に、652 を 651 に、534 を 532 に置き換へたるに過ぎざりき。其後乾隆年間に於て、陳厚耀は「春秋長曆」を著し、杜預の見解に多少の修正を加へたり。次に掲ぐる所の表は即ち之によりて作爲せるものなり。



に於て「春秋述曆」「春秋杜曆考」を著し、其序に述べて、後世杜預の長曆が復た世に出づることあるべし、恐らくは此の如きに過ぎざるべしと曰へり。然れど、其内容を檢するに至りて、予は其の相違の甚しさに驚きたり。彼の顧棟高の朔閏表に比するに全く雲泥の差あり。要するに失敗の作なり。太宰春臺に「春秋曆說」「春秋曆」あり、平田篤胤に「春秋曆本術篇」あり、何れも多少の特色を有すれども、置閏に一定の法則無さを認めたるは「なり。今煩を避けて一々之を擧げず。

上述の諸學者の研究は、何れも春秋の經文の月日と左傳の月日とを並用したるものにして、ただ其取捨の際に於て多少の相違あるに過ぎず。其の歸する所は杜預の長曆にあり。西洋人が儒教の經典を研究するに至りて、從來の慣例を離れて、ただ經文の月日のみによりて、閏月の配置を見んとするもの出づ。これ即ち Legge が英譯せる春秋左氏傳の卷首に掲

げたるものにして、實に John Chalmers の考案に成れり。(The Chinese Classics, Vol. V. part I. 1872) 正確に大なる進歩なり。Chalmers は Ary の計算によりて、春秋の日蝕が、大體に於て眞實の日に當るを知り、先づ日蝕の位置と其相互の間の距離とを定めて之を基礎とし、其間に春秋の月日を適當に配置して、相矛盾するものなからしめ、止むを得ざるものに限り之を誤謬あるものとして省除し又は他の月に移置したり。其數は經の干支三百九十三個の中に十個なり。其中十二は杜預の省きたるものと同一にして、其餘の八個は日蝕に屬するものなり。Chalmers は左傳中の木星の位置より考へて、其著作を西記前三百年頃と推定したる人なれば、春秋の曆日を考ふるに當りて、自ら左傳を別にすることに思ひ付きたるなるべし。Chalmers の研究の結果を前の例に倣ひて表に作れば左の如し。但し其中には杜預の長曆の形跡尙多く存せり。



## C. 氏置閏表

\*は日蝕の月名を變更して、其の正當の位置に移せるもの、其

•	503	522	541	•	579	•	•	655	674	693	•	1	
•	•	•	•	•	•	•	•	635	•	•	•	2	
482	•	520	•	*	577	596	615	•	•	•	691	710	3
•	500	•	538	557	•	•	•	•	•	671	•	•	4
•	•	•	•	•	•	594	•	•	651	•	•	•	5
•	498	517	536	•	574	•	612	•	•	•	•	707	6
•	•	•	•	554	•	*	•	630	649	668	687	•	7
496	•	534	•	572	•	•	•	•	*	•	•	705	8
•	514	•	552	•	590	609	•	647	666	685	•	•	9
•	•	•	•	•	•	•	•	627	•	•	•	•	10
493	512	531	550	569	•	•	626	*	•	633	702	721	11
•	•	•	•	•	587	•	•	•	•	603	•	•	12
•	•	•	•	•	•	605	624	643	•	•	700	•	13
490	•	•	•	566	•	•	•	•	•	680	•	718	14
•	508	527	546	•	584	603	•	641	660	•	•	•	15
488	•	•	•	•	•	•	621	•	659	•	697	716	16
•	506	525	* 544	563	•	601	*	•	•	677	•	•	17
•	•	•	•	•	581	•	•	•	•	•	•	•	18
485	•	•	•	561	•	599	618	637	•	•	•	713	19

八 七 七 六 八 六 七 七 七 七 七 六 閏數

此表による時は、B.C. 651 を基點としたる十九年

づゝの區分に於ては、其中に七個の閏月を含めり。

されど、これ全く偶然の事にして、大體より見るときは、置閏に一定の法則無きこと、前の諸家の得たる結果と異ならず。

新城博士が春秋長暦の研究の結果は未だ其詳細なる發表無きを以て、今之を評論するは其當を得たるものにあらずと雖も、其「ぼい整頓せる十九年七閏法を行ふ様になりたる時」を以て宣公十四年(B.C. 595)よりとせらるゝ(藝文大正九年十二月號)に徴すれば、其得られたる結果は、大體に於て、陳氏或は Chalmers 氏のものにつきて B.C. 557 の月日に多少の修正を加へたるものと類似すべきこと疑無かるべし。されば新城博士の研究によるも、また春秋時代に於ては置閏の法則未だ一定せざりしものと言はざるべからず。杜預以來の諸家、皆自家の意見を加へて春秋の暦日を訂正したれども、なほ未だ整然たる閏法を發見するに至らざりしは、これ春秋に閏法無きを證明するものにあらずして何ぞや。

閏月を置くことは、十二個月を一年とする時、其の日數三百五十四日餘が一年の眞の日數三百六十五日餘に比して十一日餘の不足あるが爲に、三年を経れば、三十三日餘即ち一月餘の不足となるを以て、此特別に一個の月を設けて之を調節するの必要あるより起る。此の如くする時は、月の名と季節とをして常に相伴はしむるを得べし。其最も疎なるは五年に二閏月を置くことなるべく、次には八年に三閏月、十一年に四閏月、十九年に七閏月を設くる等なるべし。されば、閏月を置くことの考案は、一年と一月との日數につきて多少明瞭なる智識を生じたる後なるべく、又此の智識有るものは容易に其の大體の位置を算出するを得べきなり。故に、閏月あること、閏法あることは同一にして、閏法あることはまた同時に曆法あることなり。曆法無くして閏法あるを得ず、閏法無くして閏月あるを得ず。然るに、春秋には二百四十二年の長年月を通じて、閏月ありて、

閏法無く、且つ何等閏法發達の跡を認めず。これ先づ大なる疑問とすべし。曆法有る所に閏法無きことが如く、閏法なきは曆法無きを示すが如し。春秋の中には矛盾を含めり。されば、春秋時代に曆法有りとの説は容易に信ずべからず。橋本増吉氏が嘗て「書經の研究」(本誌第三卷第三號)に於て、春秋長曆をば、經の本文の儘にては、到底作製すべからざることを論ぜられたるは、また傾聽に値すべし。

以上述ぶる所を概括すれば、(一)春秋後期曆の曆元は疑はしく、(二)春秋に記載せる朔は春秋後期曆の朔と一致せず、(三)左傳に見えたる朔旦冬至は春秋後期曆の朔旦冬至と符合せず、(四)春秋の朔は古代の曆に於て東西に共通なる平朔の法に合せずして、寧ろ遙に後代の發達と見るべき定朔の法に合し、(五)春秋の閏月の配置は無秩序なり。此の五個の理由によれば、所謂春秋後期曆は其の存在したる證據明瞭ならざる

のみならず、春秋に曆法其物の有りし證據も亦確ならずといふべし。

又假に「春秋後期曆」の存在したるものと定めて、之より顛項曆への轉移の際に如何なる修正を行ひたりしかを考ふるに、其の修正法は、後世に於ける顛項曆より太初曆への轉換、太初曆より四分曆への轉換の際に於て行はれたる方法と比較すべきものなるべし。此等の曆の轉換は、何れも顛項曆の朔旦冬至ある年を基點とし、之より十九年を一章として推し行きたる後の、或る章の第一年第一日即ち朔旦冬至の日に於て、四分の三日を繰上げて、其日の午前零時に朔の時刻と冬至の時刻とが相合するものとなし、之を其年に於ける眞の冬至と朔とに近接せしめたるものなり。顛項曆が最もよく實際の觀測に合する期間を B.C. 427—352 に在りとすれば、春秋後期曆が修正せられて顛項曆となれるは、此時代の附近に在りと見ざるべからず。今、此附近に於て、春秋後期

曆の葦首及び章首に當る年を検すれば、

B. C. 443 (424, 405, 386, 367, 348, 329, 310.)

等にして、之に對する顓頊曆の葦首及び章首は、

B. C. 427 (403, 389, 370, 351, 333, 313, 294.)

等なり。此故に「春秋後期曆」よりして顓頊曆に移る間に於て、章首は十六年繰下げられざるべからず。

之が爲には極めて複雑なる算法を用ふるを要す。此の如くんば、太初曆及び四分曆の轉換法よりも頗る複雑なる轉換法が古代に於て先づ實行せられたりしものとなさざるべからず。是れ亦大に疑ふべきものならずや。或は之を解して、顓頊曆制定の際に於て天文の觀測法は顯著なる發達を爲したるを以て、真正の觀測によりて定められたる朔旦冬至の日を新しき基點として、從來繼承したる曆日の順序をば、全然之を廢棄し、たゞ其の週期の算法のみを採用したりしものと言はんか。然る時は、其の時代の觀測は大なる自信を以て行はれたるものなるべくして、又

顓頊曆の朔及び冬至が此時代に於て頗るよく實際に合するより考ふれば、之を眞實の事情と言はざるべからず。此理由に本づきて考ふるも、所謂春秋後期曆及春秋時代の曆法其物の存在したる證據明瞭ならざる以上、支那古代の曆法は、亦、實際に於て、顓頊曆より始まるものと見るを穩當なりとなすべし。

顓頊曆とカリボス曆とは、共に七十六年の週期を用ひ、其算法は全く同一にして其成立の時代も亦同一なることは、予が先に論じたりし所なり。さればカリボス曆以前の希臘に於ける曆法發達の歴史を取りて之を支那の曆法發達の歴史に參照するは、大に必要なる事なり。希臘に於て最初に作られたる曆法は八年を一の週期として其間に三閏月を置くものにして、其後百六十年毎に一閏を減じて五十九閏月を置くことゝしたりしが、次で古代天文學の傑作と稱せられたるメトンの十九年七閏法出で、其後又カリボスが、メトン週期を四倍して七十六年となし、其終

に於て一日を減じたる方法の成立を見るに至れり。  
八年三閏法はヘック(Böckh)の研究によれば、(Ginzai  
曆法學卷二、三八四頁) B. C. 584より施行せられた  
るものにして、此年は有名なるソロン執政の年に當  
り、其計算の基點は、B. C. 642の夏至と朔と一致す  
る日、即ち朔旦夏至と名づくべき日にありて、B. C.  
584は恰も其第七週の第一年に當れり。此法は八年  
の日數を354とし、其中に九十九個月を含ましむ  
るものにして、既に頗る精確に近づきたるものなり。  
其後クレオストラトス(Cleostratus of Teanum)出で  
、之に修正を加へ、第二十週即ち百六十年の終りに於  
て一個の閏月を省くべきものとし、益々眞數に近か  
らしめたり。されど、此法の用ふる週期は餘りに長  
く、且つ季節の調節に適切ならざるを以て、實際に  
は天象を按じて時々修正を加ふることとなり、漸く  
混亂を生ずるに至りしが、B. C. 432にメトンの法始  
めて行はれ、十九年に6940日を置きて其月數を

354とするに及びて大なる進歩をなし、其後又大約  
百年にして、B. C. 330に當り、カリポスの修正した  
る七十六年法のアレキサンダー大王に採用せらるゝ  
に至りて、殆ど完成の域に達せり。支那に於ては、  
七十六年法の成立を以て、太古の帝王なる黄帝又は  
顓頊に歸したれども、此法は其實西紀前四百年以後  
に於て製作せられたるものなること疑を容るべから  
ずして、其以前に於ては曆法といふべきもの無く十  
九年七閏法も八年三閏法も行はれし證據無きことは  
既に前に述べたる所の如し。此の如く希臘の曆法は  
歴史的の順序を逐ひて發達したれども、支那の曆法  
は突然として發生し、直に太古神人の傳説中に包容  
せられたり。曆法は固より天象の觀測に本づきて製  
作せらるゝものなれば、何れの地、如何なる時に於て  
も、其觀測法の發達程度同一ならば、自ら同様の曆  
法の案出せらるゝは當然なるが如きも、それには發  
達の順序無かるべからず、簡單なる曆法さへも未だ

成立せざるに早くも複雑なるものの發生を見るは殆ど有るべからざる事なり。されば、春秋二百四十二年間を通じて常に閏月の挿入あるに拘はらず、何等の置閏の法の未だ成立せずして、簡單なる曆法の形跡だも認むべきものなきは、最も怪訝に堪へざることにして、顛頊曆が支那に於て固有の發達をなせるものにあらずして、カリボス曆支那傳來後の變形なるべきの疑は充分なりと言はざるべからず。況や干支の起源を論究したる結果として春秋其物を以て顛頊曆成立以後の編纂とする時は其曆日全部に就きて更に別種の説明を下し、日蝕の位置の不一致、曆法の無秩序なることを以て之を編者の無貪着に歸するの可能なるものあるに於てをや。(本誌第十一卷第一號拙論參照)

〔附言〕 夏殷周三正の説と春秋との關係は一の重要なる疑問とすべし。夏正は立春を中央として其前後各約十五日の間に朔ある月を正月とし、殷正は冬至の後約三十日の間に朔ある月を正月とし、

周正は冬至を含みて其の前約三十日の間に朔ある月を正月とす。春夏秋冬の語原及び意義を考ふるに、春は「蠢」と通じて、草木の發生する状態を指し、夏は盛大の貌にして、「燬」と通じ、秋は「收」又は「就」と通じて、收穫又は成就を示し、冬は「終」と通じて、萬物の終る季節を指せり。されば正二三月を春とし、四五月を夏とし、七八九月を秋とし、十一月を冬とすることは、夏正に最も適切なり。春秋に於ける所謂「春王正月」の季節は、Chalmers が其の日蝕の位置を合理的に修正して後に推定したるものによるときは、B. C. 525 以後に於て周正に合し、其以前の約六十年間は大體に於て殷正に合せり。但し日蝕相互の間の月數を整ふるに無貪着なる春秋の編者は、之をも尙ほ周正の心にて取扱ひたるものなるべく、其果して殷正に合するを認め居たるか否かは疑問なり。支那古來の學者の信じたるが如く、夏正を以て最初

に起りたるものにして、般正周正を以て王朝の交代につれて次第に改められたるものとするときは、冬至即ち仲冬の季節に當る月を春正月とするも亦止むを得ざる事とすべけれども、夏正は其實、支那に於て實施せられたる最初の曆法なりと思はるゝ顓頊曆に於て始めて使用する所のものなれば、若し春秋及び書經詩經等の編纂を顓頊曆成立以後とする時は、其以前に於て所謂周正なるものの果して眞に存在したりしか否かは大なる疑問とせざるべからず。よりに按ずるに、顓頊曆は立春の月を正月とすれども、其算法の依る所の「原曆」は朔旦冬至の日を以て曆元とし、冬至を含む月を第一月となせり。此點よりして言ふ時は、夏正の曆の本づく所は周正の曆にありとすべし。思ふに、春秋の編者は數百年前の歴史を記述するに當り、此の如き見解を懷きて所謂春王正月の位置を大體冬至の季節に定めしものなるべきか。又、

般正を以て朔旦冬至及び冬至の直後の朔を正月とするものと見る時は、希臘の古曆に於て、朔旦夏至及び夏至の直後の朔を正月とするものと、たゞ夏と冬との差あるのみにて、其意匠は相等し。これ亦カリボス曆に附帶して傳へられたる西方の智識の變形と見做すを得べからざるか。津田左右吉氏が、「上代支那人の宗教思想」(東京帝國大學文學部出版滿鮮地理歴史研究報告卷六)に於て周正の實際に行はれたるものにあらざるを論ぜられたるは、卓見と謂はざるべからず。

## 七 甲寅元始につきて

顓頊曆成立の時に於て、B.C. 363 正月朔が立春の季節と一致し、且つ其日が甲寅に當れるを認めて、之を元始の日たるべき價值あるものと定めたりとせば、之より以前及び以後に於けるすべての朔は此時よりして顓頊曆の規定即ち平朔の方法によりて整理

せられたるものならざるべからず。然る時は、此日の前後に於ける正月朔旦立春甲寅は次に掲ぐるが如き年にのみ存在すべしものとなる。

B. C. 4926, 3406, 1886, 366, A. D. 1155, 3675, 4195.

即ち一千五百二十年を隔つる毎に一回現れ来るものとす。又其年が寅の年となるもの、即ち顛瑣曆に用ふる五星の週期によりて、其年に於て木星が星紀の位置（冬至點を中央として左右に十五度づゝの擴がり有する區劃）にあるものは、

B. C. 4926.

366.

A. D. 4195

等にして、其間に四千五百六十年を隔つるものなり。されば、所謂甲寅元始の年、即ち、歳の名も、正月朔旦立春の日の名も、共に甲寅となり得べきものはたゞ此等の年あるに過ぎず。而して年に甲乙を冠せしむるは全く任意のものなるに、顛瑣曆に於ては、實に此等の年に甲を冠して之を甲寅となせり。之れ其有意の構成なるべきを思はしむるものなり。特に

又西紀前四世紀附近に於ては前條に述べたるが如く實際の觀測も頗る精密に行はれたりしものなれば、冬至後四十六日に相當する立春の日も精確に配置せられたりしものと考へざるべからず。されば甲寅の年の朔旦立春を甲寅とすることも其間に有意の結構あるを思はしめざるにあらず。但し立春の季節は日影の長さの實測によりて知るべき性質のものにあらずして、冬至の日を距ること一年の八分の一の點に設けたる算術上の產物なり。然るに新城博士は、此等の場合につきては、極めて輕易に考へられ、（大正十二年十二月二日東京朝日新聞參照）「戰國時代頃の觀測法では、季節を定むることは二三日位の遲速は判定し難い。従つて前から日の干支ありとしても前後二三十年位の間に物色して、正月甲寅朔て季節の立春に近きものを求め、必要ならば、二三日進退して其日を丁度立春に當れるものと定め、斯くして、正月甲寅朔旦立春なるものを作り、やかて其年を甲寅と命名するとすれば、所



謂曆元なるものを製作することは極めて容易のことである」と述べられたれど、此年代に於ける朔旦立春の價值が此の如き輕浮のものにあらざるは、其の冬至點の實測に確なる根據を有するによりて知るべく、且つ年の名の寅なることも簡單なる命名法によるにあらずして、西紀前三百年頃の木星の實際の位置に根據を有する算定によるものなれば、若し、日の干支を以て太古より用ひ來れるものとし、偶、B.C. 505 の正月朔が甲寅に當るを以て、所謂春秋後期曆の算法によれば、此朔はまた甲寅にして、立春後三日に當れり。其頃新に成立したる五星の智識より建立せられたる五行説によりて、干支に新しき解釋を施し、甲と寅とをば、木性を有するものとして、之を元始たるべき性質に叶へるものとし、之よりして、立春の季節をも、春は木性なるを以て、任意に二三日を進退して之に引き付け、又年にも新に干支を附することゝして、此年を任意に甲寅としたりしものとせ

ば、其等が皆偶然にも實際の觀測に本づきて算定せらるべき季節の位置と木星の位置とに符合したるは殆ど奇跡に近きものと言はざるべからず。此の如き偶然の一致がよし萬々一有り得べきものとするも、之を輕々に看過して問題とせざるは不可なり。況や其年が恰も曆法制定準備の實測時代と認むべきB.C. 427—382 の中間に含まれたるに於てをや。尙シユラムの表により實際の場合につきて、B.C. 1600—1の間に於て、正月朔が甲寅に當りて、之を中央として其前後一週日の間に立春即ち冬至より一年の八分の一を進みたる季節あるものを檢すれば、僅に次の三個を得たるのみ。

B.C. 1167 正月朔甲寅 二日乙卯立春  
 B.C. 423 正月朔甲寅 三日丙辰立春  
 B.C. 386 正月朔甲寅 朔甲寅立春

之によりて考ふるも、甲寅朔と立春とが相接近するは極めて稀有なる現象にして、若し當時朔及冬至の

観測が精密に行はれたりしものとせば、此期間に於て兩者の全く一致するはたゞ問題たるべき B. C. 333 に於てのみ存在すべき事實なるを察し得べし。されば正月甲寅朔の検出はたゞ任意に「前後二三十年位の間に物色して」求め得べき程に容易なるものとはなし難かるべし。予は此の如き見地よりして、先づ

干支の名稱を取りて、之を言語の上よりも又其全體の組織の上よりも考究して、陰陽五行の説、五星週期の觀念が其中に内在的に保有せらるゝことを認め、又木星と土星の實際の位置に照して、此等の智識の成立が、西紀前三百年附近に在るべきことを推究し、所謂元始甲寅なるものゝ制定は十干十二支の發明に伴ひて、此時代に於て始めて行はれたりしものと推定したり。蓋し陰陽五行説を離れては、十干十二支は單に空虚なる名稱となり、且つ陰陽五行説と十干十二支とを分離することは、此等をして常に相提携せしめたるすべての古傳説の精神とも背馳す

るものあればなり。其詳細に至りては東洋學報第十卷第一號以下にある拙稿につきて讀者の翫味せられんことを希望す。

以上論ずるが如くならば、戰國以前に於ける支那の天文曆法の學の發達につきては殆ど何等の捕捉すべきものなきこととなるべし。されば、予が、支那古代の天文曆法の學を以て、西紀前三世紀の頃、希臘バビロンより移植せられたる智識を根據として、之に地方的色彩を施し、之を上古の存在に假託したるものなるべしとする臆説もまたなほ成立の餘地を存するものといふを得べきなり。(終)

前々號「支那の上代に於ける希臘文化の影響と儒教經典の完成」(三) 正誤

頁	誤	正
三六八	一	2288
三八九	七	151232
四〇一	一	河平四年
		2133
		1517262
		河平元年